

## 8. 廃棄物

### (1) 分別及び収集運搬

当市では、家庭系ごみについては、表 8-1-1 のとおり収集を実施しています。これらは市の処理施設に直接搬入することもできます。また、直接搬入していただく必要があるごみおよび収集も直接搬入もできないごみは、表 8-1-2 のとおりです。

店舗及び事業所等から排出される事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設に直接搬入することになっています。なお、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、許可を受けたのち、同様に直接搬入できることとなっています。

表 8-1-1 ごみの収集品目及び収集方法

収 集 品 目	<p>①一般ごみ（溶かすごみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台所ごみ ・紙くず類 ・袋類 ・ゴム、プラスチック類 ・革製品 ・容器類</li> <li>・ガラス、食器類 ・草木類 ・糸、衣類</li> </ul> <p>②破砕粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、パソコンを除く。）</li> <li>・金属類 ・家具類 ・缶類 ・陶磁器類 ・布団、カーテン、じゅうたん類</li> <li>・軽車両 ・長尺物</li> <li>・危険ごみ（スプレー缶、卓上ガスボンベ、ライター）</li> <li>・有害ごみ（鏡、蛍光管、水銀体温計、水銀電池）</li> </ul> <p>③資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 可燃系資源ごみ <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 ・ダンボール ・雑誌、本、パンフレット ・古布 ・飲料用紙パック</li> </ul> </li> <li>ロ. 不燃系資源ごみ <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料用缶（アルミ、スチール） ・茶色びん ・無色透明びん</li> <li>・リターナブルびん（一升びん、ビールびん（大、中））</li> </ul> </li> <li>ハ. ペットボトル・ペットボトルのふた・食品用白色トレイ</li> </ul>
拠点 回収	小型電子機器の回収ボックスを市内 6 箇所の公共施設に設置
収集 体制	直営＋委託
集積 所	6 2 7 箇所（設置基準：4 0 世帯以上）

表 8-1-2 直接搬入ごみおよび収集も直接搬入もできないごみの品目

<p>(収集しないごみ) 直接搬入ごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴い発生するごみ</li> <li>・引越し、剪定などで発生する多量のごみ</li> <li>・個人による小屋の解体等で発生する建築廃材等</li> <li>・その他（バッテリー、タイヤ、原付バイク、農機具等）</li> <li>・産業廃棄物（一般廃棄物と併せて処理できるもので事前に許可を受けたもの）</li> </ul>
<p>収集も直接搬入もできないごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）</li> <li>・パソコン</li> <li>・油類（オイル、ガソリン、灯油等）</li> <li>・汚物、ペットのふん</li> <li>・焼却灰、土砂</li> <li>・長さ2mを超えるもの</li> <li>・大きさ30cmを超えるコンクリートがら等</li> <li>・産業廃棄物（一般廃棄物と併せて処理できないもの）</li> <li>・注射針など家庭から発生する感染の恐れのある医療系廃棄物</li> <li>・農薬、毒物、肥料</li> <li>・火薬類</li> <li>・ペンキ、シンナーなど液体類</li> <li>・消火器、ガスボンベ、</li> </ul>
<p>備考</p>	<p>※高齢者（65歳以上）のみの世帯及び障害者手帳所持者のみの世帯で、市内に親族がいないため粗大ごみを運搬できない方を対象に、粗大ごみの無料軒先収集を実施。</p>

(2) 処理方法

亀山市総合環境センターに搬入される廃棄物の内、一般ごみは直接溶融処理し、破碎粗大ごみは資源物を回収した後、溶融処理しています。

また、資源ごみについては、再利用するため資源回収業者に売却しています。溶融処理により発生する埋立対象物は飛灰のみで、スラグやメタルは有価物として売却しています。その溶融飛灰も、平成22年度から山元還元という手法で資源化しています。

なお、当市では平成12年度から全国に先駆け旧最終処分場を掘り起こし、篩機にて処理後、溶融処理しています。

掘り起こしごみの処理フロー図を図8-1に、処理実績を図8-2に示します。

表 8-2 ごみ処理施設の概要

名称	亀山総合環境センター	
焼却施設（溶融炉）	処理方式：直接溶融・資源化システム 処理能力：80t/24h(40t/24h×2炉)	
排ガス対策		
ばいじん量	0.02g/Nm <sup>3</sup> 以下	(参考) 大気汚染防止法規制値(換算値) SOx 2,500ppm(K値17.5) HCl 430ppm NOx 250ppm ダイオキシン類の排出基準 10ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
硫黄酸化物(SOx)	50ppm以下	
塩化水素(HCl)	50ppm以下	
窒素酸化物(NOx)	50ppm以下	
一酸化炭素(CO)	30ppm以下 (4時間平均)	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	

図 8-1 掘り起こしごみ処理フロー図

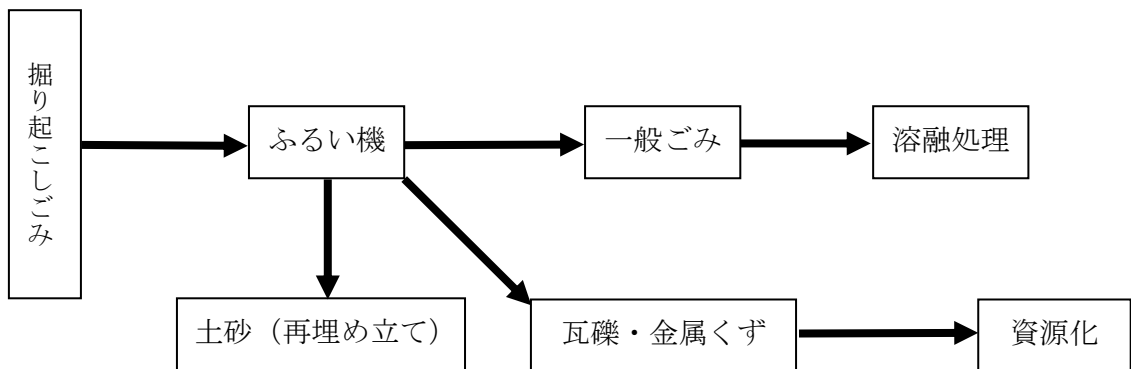
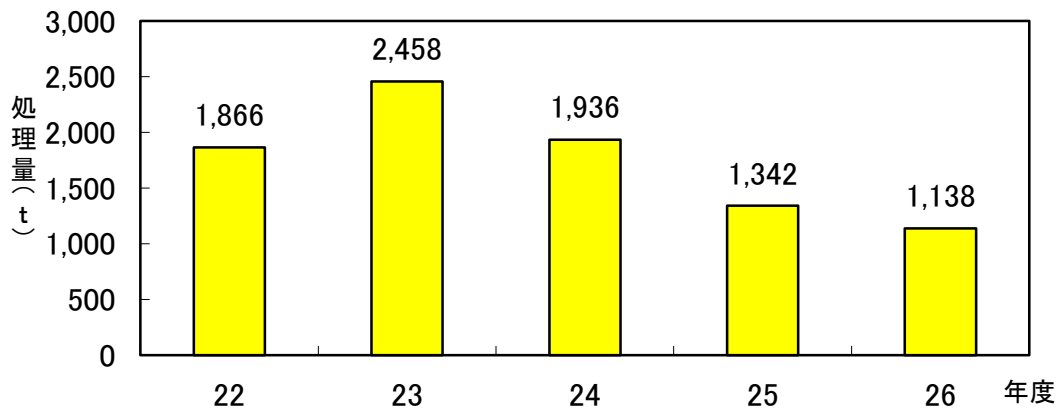


図 8-2 掘り起こしごみ溶融処理実績



(3) ごみ発生量（一般廃棄物）

ごみ年間総発生量および一人1日当たりごみ発生量の推移を図8-3、種類別ごみ排出量の推移を図8-4、平成26年度のごみの排出形態別内訳を図8-5に示します。

平成26年度におけるごみ排出形態別ごみの内訳を見ると、事業系ごみは約3割程度で、大部分が生活系ごみであることが分かります。種類別に見ると、約79%が一般ごみで、資源ごみは約9%となっています。

図8-3 ごみ年間総発生量および一人1日当たりごみ発生量の推移

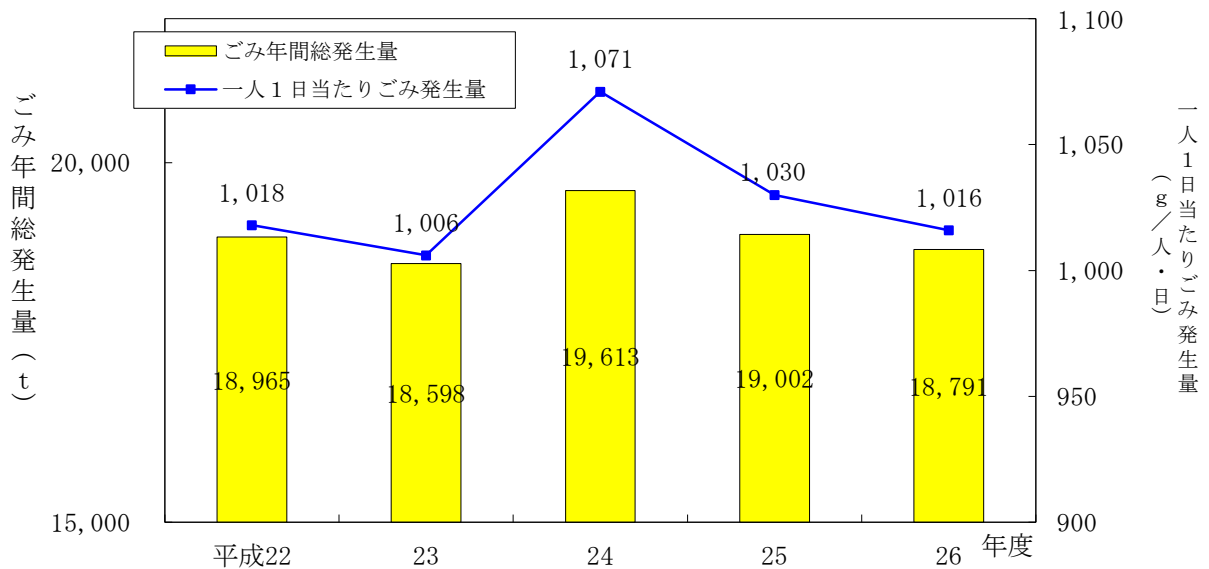


図8-4 種類別ごみ排出量の推移

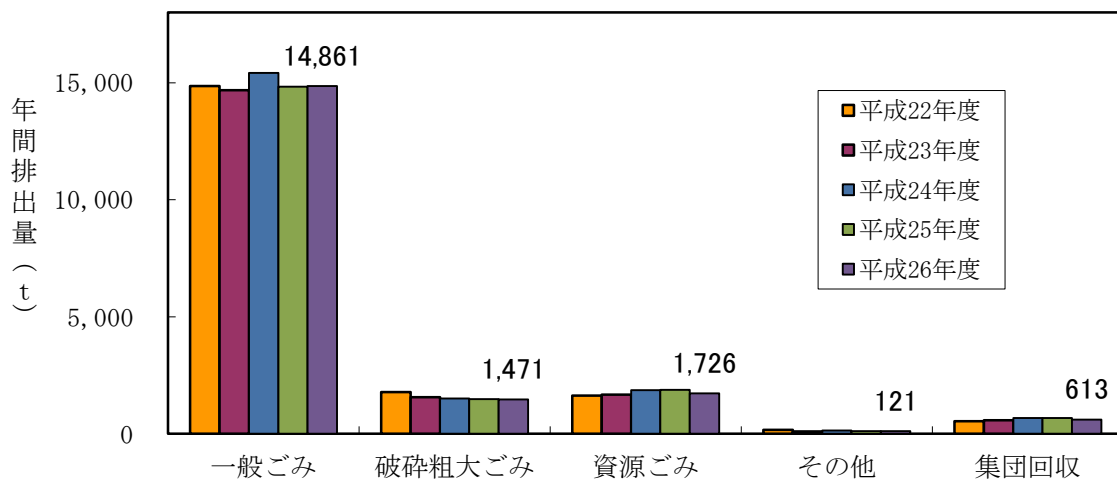
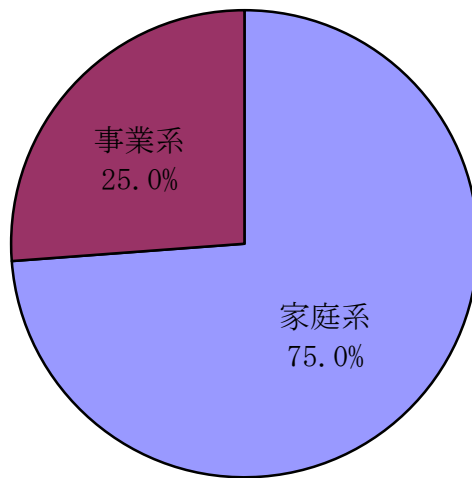


図 8-5 ごみの排出形態別内訳（平成26年度）



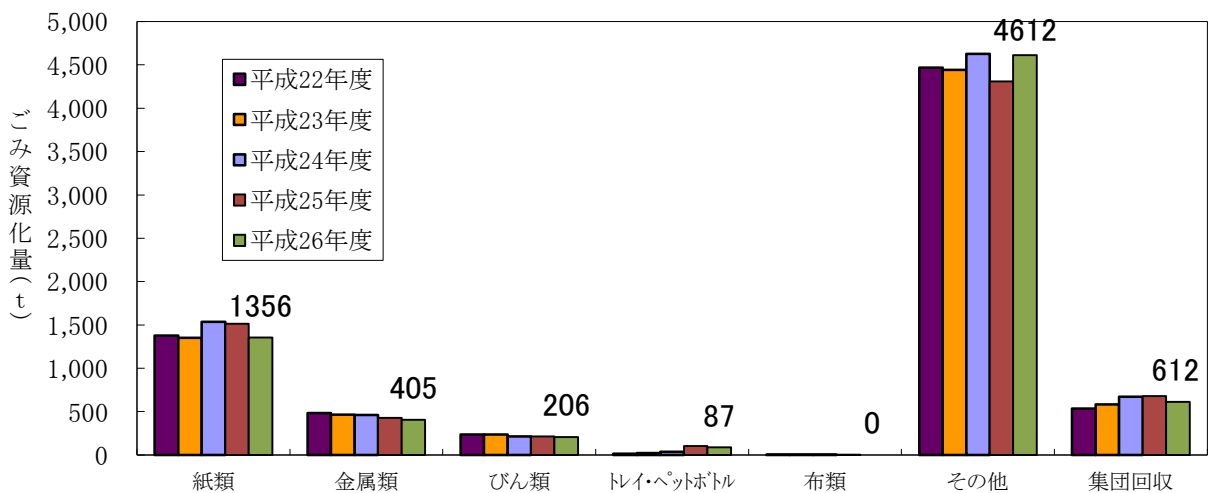
(4) ごみの減量化・資源化

①ごみ資源化量

ごみの年間資源化量は減少傾向にあり、平成26年度にはごみ総発生量の約38%がリサイクルされています。図8-6にごみ資源化量の推移を示します。

平成26年度におけるごみ資源化量の内訳を種類別に見ると、約63%がその他（熔融スラグ・メタル、刈り草コンポストなど）となっており、次いで紙類が約19%を占めています。図8-7にごみ資源化総量およびリサイクル率の推移を示します。平成22年度から熔融飛灰の再資源化を始めたことによりその他の資源化量は増加しているものの、ごみ集積所からの資源物の持ち去りが多発したことにより紙類が減少しています。

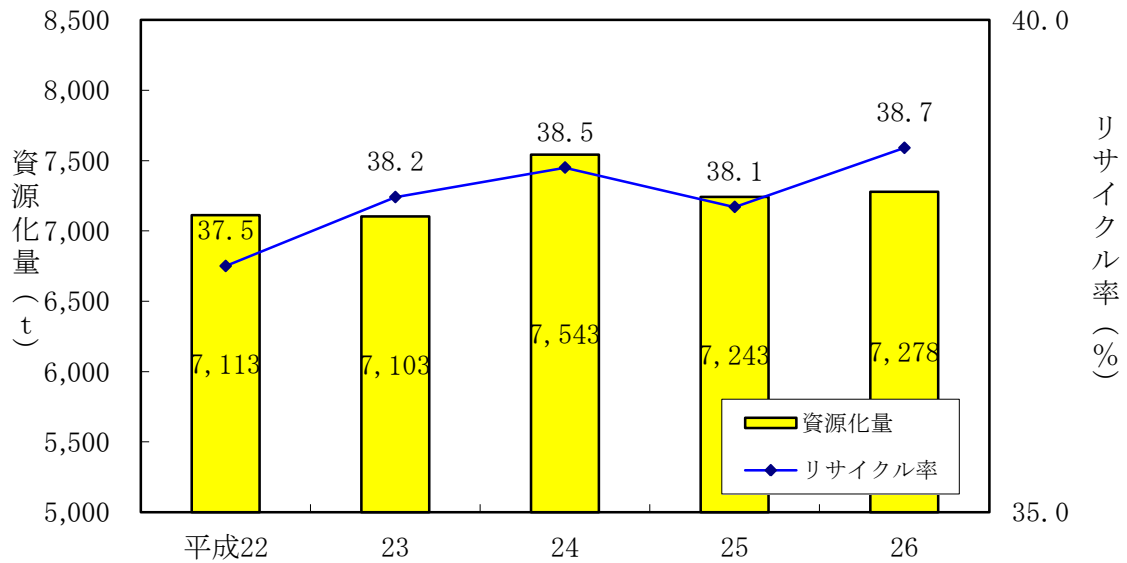
図 8-6 ごみ資源化量の推移



金属類：缶類、金属くず

その他：スラグ、メタル、コンポスト、コンクリートくず、熔融飛灰

図 8-7 ごみ資源化総量およびリサイクル率の推移



②ごみ減量化・資源化施策

当市では、ごみの減量化・資源化のために表 8-3 のような施策を実施しています。

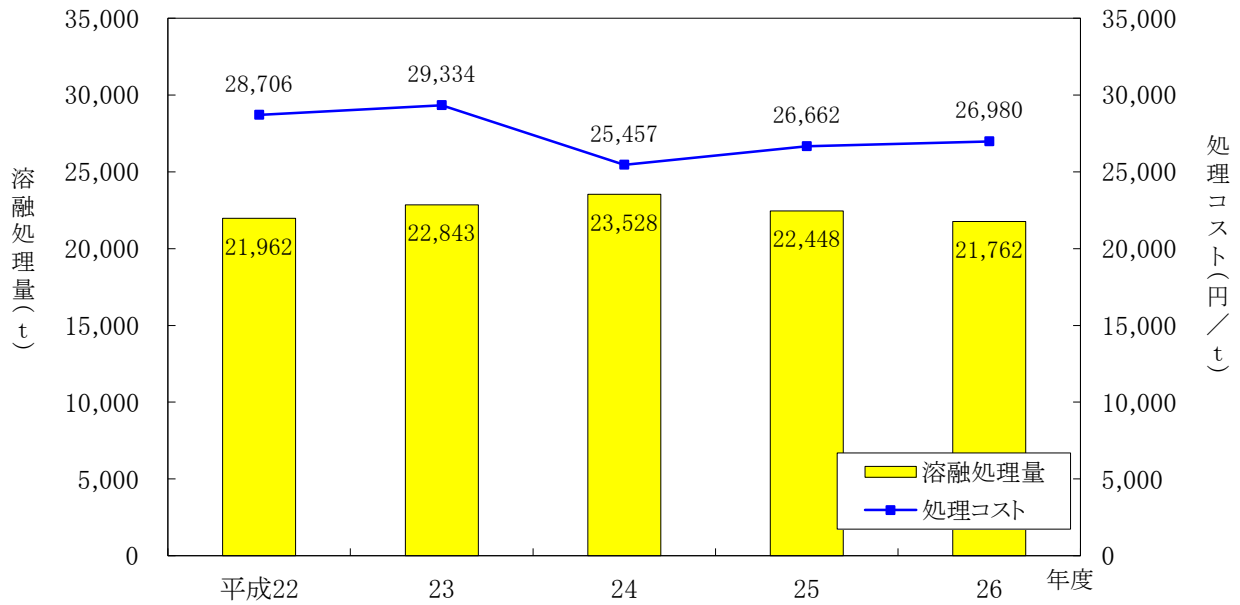
表 8-3 ごみ減量化・資源化のための施策

種 類	内 容
生ごみ処理容器 購入費補助金	生ごみの減量化を図るため、ボカシ容器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付しています。
刈り草のたい肥 化	道路や河川等の公共施設からの除草業務で発生した刈り草をたい肥化し、公共施設での利用、市民への無料配布等を行っています。
レジ袋削減運動	ごみの減量化のためにレジ袋削減運動に取り組んでいます。
資源物集団回収 活動報奨金	市民団体が自主的に実施する紙類、布類、金属類、ビン類などの資源物の集団回収活動に対し、報奨金及び加算金を交付しています。

(5) ごみ溶融処理量および溶融処理コスト

平成 26 年度の溶融処理量は 21,762 t、ごみ溶融処理コストは 1 t 当たり 26,980 円となっています。年度別ごみ溶融処理量および溶融処理コストを図 8-8 に示します。

図 8 - 8 年度別ごみ溶融処理量および溶融処理コスト

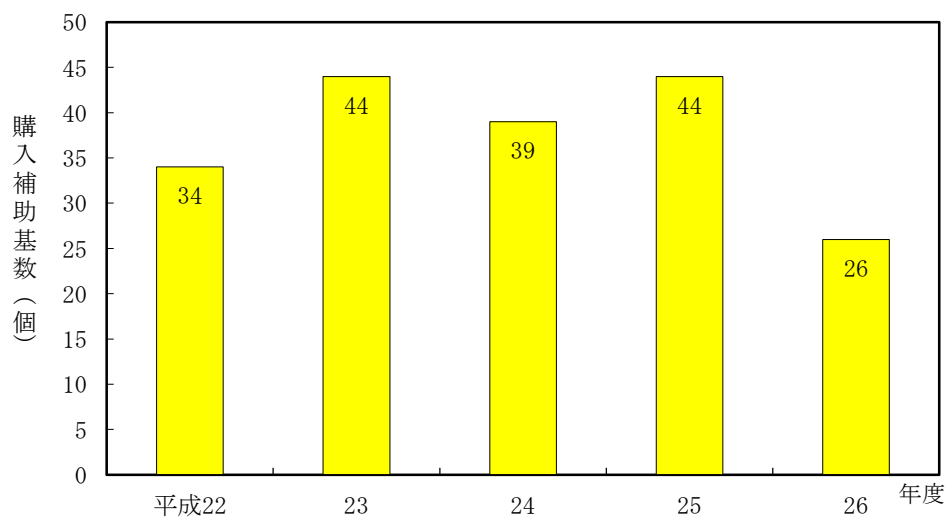


(6) 生ごみ処理容器購入費補助

当市では、各家庭から排出される生ごみの減量化とたい肥としての資源化を目的として、平成5年より生ごみ処理容器等の購入者に対して補助金を交付しています。

補助額は容器購入額の2分の1(上限25,000円)で、補助実績は図8-9に示します。

図 8 - 9 生ごみ処理容器購入補助実績



注：数値はぼかし、コンポスト、電気式の合計

(7) 資源物集団回収活動報奨金等交付制度

当市では、自主的に資源の集団回収活動を実施する子供会、P T A、自治会等の市民団体に対して報奨金を交付しています。この制度は、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的としています。

図8-10に集団回収量の推移を示します。

図8-10 集団回収量の推移

